

# 新設法人説明会等の開催について

藤 枝 税 務 署

平素は、税務行政につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、御承知のとおり、法人の事業活動には、会計帳簿の作成や帳簿書類の保存だけでなく、税務申告や納税が必要となります。

藤枝税務署では、法人税、消費税、源泉所得税及び印紙税の基本的な事項について御理解いただくために、下記のとおり説明会を開催いたします。

また、平成 31 年（2019 年）10 月 1 日から、消費税及び地方消費税の税率が 8%から 10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度や軽減税率対策補助金制度の御理解を深めていただくために、新設法人説明会の終了後に消費税軽減税率制度等説明を併せて開催いたします。

つきましては、御多忙中とは存じますが、御出席いただきますようお願い申し上げます。

## 記

### 1. 開催日時

平成 30 年 11 月 8 日（木）

午後 1 時 30 分から午後 3 時まで

新設法人説明会

午後 3 時から午後 3 時 30 分まで

消費税軽減税率制度等説明会

### 2. 開催場所

藤枝市民会館 会議室 （藤枝市岡出山 1 丁目 11 - 1）

### 3. 説明事項（新設法人説明会）

(1) 法人税の基本的事項

(2) 源泉徴収の仕方

(3) 消費税の仕組みと手続

(4) 印紙税の基本的事項

(5) 自主点検チェックシートガイドブック活用について

(注) 説明会当日は、筆記用具をご持参ください。

《問合せ先》

藤枝税務署 法人課税第一部門

(担当) 櫻井 章宏

Tel.054-641-0827(直通)

※ この説明会は、公益社団法人藤枝法人会と共同開催しています。